

第4章 主な施策の展開

基本目標Ⅰ 住み慣れた地域で支え合いがある暮らしの推進

(1) 地域の課題発見と支え合い活動の促進

【現状と課題】

本町では地域や玖珠町社会福祉協議会とも協力し、関係機関各種団体等との連携を密にして、地域課題の把握や解決に向けた対応についての話し合いの場を設けるなど、多様な関係機関及び組織間の情報共有及び連携・協働による取組を推進してきましたが、新型コロナウイルス感染症の流行状況により、情報共有する機会は十分に確保できていませんでした。また、各地区での「支え合いマップ」づくりが進められていますが、玖珠町社会福祉協議会を主体として取り組んだ地域住民による懇談会においては、「自治区の会合・活動への参加者の減少」との声があるなど、大きな課題もあります。

【取組の方向性】

本町ではコミュニティ・自治会等の地域組織をはじめ、民生委員児童委員や各種ボランティア、NPO 団体などの様々な住民組織や福祉関係機関等により、福祉ネットワークを構築し、誰もが気軽に集える場をつくり、地域の生活課題の発見、相談、見守りや生活支援といった支え合い活動を充実・促進していくことを目指します。



それぞれの役割

●住民一人ひとりの役割（自助）

- 地域でどのような活動があるのか把握する。
- 身近な民生委員児童委員を知っておく。
- 隣近所の高齢者と普段から挨拶を交わし、ひとり暮らしや認知症の人に対して、できる範囲で見守りをするよう意識する。

●地域の役割（互助・共助）

- 地域の人が意見等を出しやすい場を提供するなど、機会づくりに協力する。
- 行政が提供する情報等を住民に周知するよう努める。

●町社協の役割

- 「支え合いマップ」をつくる（見直しする）自治区などを支援する。
- 地域課題を解決につなげる「話し合いの場」をつくる。
- 住民主体の支え合い活動を積極的に支援する。

●行政の役割（公助）

- 次に記載

●行政の役割（公助）

① 地域の課題発見
○地域の課題を住民同士自ら認識し共有することが、課題解決に向けた第一歩です。課題の吸い上げや解決に向けた取組ができるよう、多様な関係機関及び組織間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進するために、重層的支援体制の確立に向け枠組みづくりを進めます。（福祉保険課）
② 相談体制の確立
○民生委員児童委員をはじめ各種相談員のさらなる資質向上と、相談（見守り）活動の充実強化を図り、引き続き、民生委員児童委員活動の充実を目指し、研修等を行います。（福祉保険課）
③ 地域の中での見守り活動の推進
○地域住民、民生委員児童委員、サービス提供事業者などによる見守り活動、保健師による訪問活動など、高齢者や障がいのある人、子育て世帯などを地域で支えられるようプライバシーに配慮しつつ活動を推進します。さらに、充実発展のため、重層的支援体制の確立に向け枠組みづくりを進めます。（福祉保険課）（子育て健康支援課）
④ 住民自身の日常的な取組の推進
○地域では、住民がお互いを信頼し助け合うために、基本的な人間関係や近所づきあいを築いていくことが大切であり、地区コミュニティや自治会単位での声かけを実施します。（みらい創生課）
⑤ 地域で支え合う仕組みづくりの促進
○住民と行政との協働自治を実現するため、地区コミュニティと協議を重ねて、協働自治のための仕組みについてさらなる充実を図ります。（みらい創生課）
⑥ 誰もが地域で安心して暮らすための環境整備
○障がいのある人や高齢者など誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、多様な就労機会についての先進事例などを紹介し就労についての啓発を図り、就労機会の提供について、関係機関の連携を図る枠組みづくりを進めます。（福祉保険課）
○趣味活動や老人クラブ・ボランティア活動などを支援し、社会参加などの生きがいの場となる環境の整備に努め、関係各課とも連携し、広報活動等のさらなる充実を図ります。（福祉保険課）
○就労継続支援B型事業所・地域生活支援センターにおける一般就労に向けた支援の充実を図り、就労継続支援A型作業所や就労移行支援事業所、親亡き後の自立した生活を送るためのグループホームなどの整備を図ります。（福祉保険課）

(2) 地域交流の場づくり

【現状と課題】

支え合う地域づくりの第一歩は、地域の中でのつながりづくりであり、そのためには様々な人が集える拠点が必要です。そこで、本町では福祉や教育の分野等において地域交流の場づくりに取り組み、その機会創出を推進してきました。

しかし、地域によっては「昼間勤めに出ている人が多い」、「移動する手段がない」といった意見が上がっており、交流の場づくりと合わせた対応も検討が必要です。

【取組の方向性】

地域住民が交流を進めていくためには、一人ひとりが自ら行動を起こす意思や意欲とともに、気軽に集い、あの場所なら心が落ち着くと思えるような、日常的に交流できる場が必要です。

本町では高齢者を対象とした「集いの場」やいきいきサロンのほか、教育の場や地域食堂といった多世代交流の機会を創出しながら、子どもから高齢者まで幅広い世代が交流できるイベントや地区の行事の開催を支援することで、住民同士の新しい関係性の構築に取り組めます。



それぞれの役割

●住民一人ひとりの役割（自助）

- 様々な趣味活動や交流の場に積極的に参加する。
- 参加するときに隣近所にも声かけをする。

●地域の役割（互助・共助）

- 公民館等の集会施設を活用する。
- 地域を巻き込んだ居場所づくりを進める。
- イベントを開催したり、住民へ参加を促す。

●町社協の役割

- 地域の方々が気軽に集える「交流の場」を支援する。
- 地域における健康づくり・生きがいづくりを支援する。
- 誰もが地域行事などに参画できるよう主催者に働きかける。

●行政の役割（公助）

- 次に記載

●行政の役割（公助）

① 世代間交流の促進

○地域食堂が発足するなど、地域での交流の場が増えています。今後も高齢者だけではなく、地域の子どもから親、高齢者までがふれあえる場〈多世代交流〉など、世代間の交流が図れるよう、地域の交流事業の充実に向けて支援します。（福祉保険課）（子育て健康支援課）

○地域の人材活用、交流の実施とさらなる拡大を継続します。（社会教育課）

② 地域行事を通じた住民交流の促進

○新型コロナウイルス感染症への安全面に配慮しつつ、地区において昔からの行事や新たな地区イベントを開催し、地区での住民相互の交流やふれあいの機会づくりを促進します。

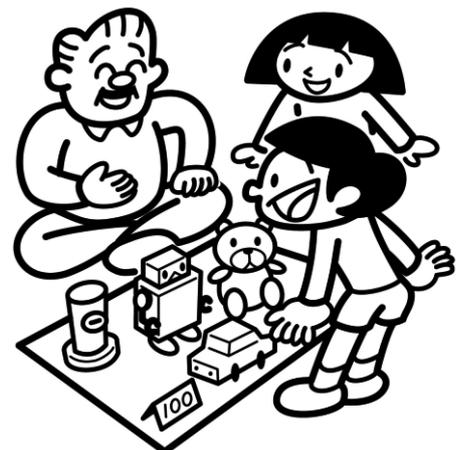
（みらい創生課）

③ 身近で気軽に集える居場所づくり

○身近で気軽に集える居場所づくりの新規立ち上げや活動の充実に向けて支援します。

（福祉保険課）

○公共施設等については、「玖珠町公共施設等総合管理計画」を基にその範囲内でバリアフリー化に努めます。（みらい創生課）



(3)福祉活動団体の活動促進

【現状と課題】

近年、地域における問題は複雑化し、それに伴い地域福祉に対するニーズも多様化しています。そのため、地域福祉推進の中心を担う社会福祉協議会や関係団体の役割は、ますます重要になっています。そのため、福祉関係団体と行政による協議の場を定期的に設け、情報の共有を図るとともに、その支援や連携の強化に努めています。

地域における福祉関係のNPO活動の育成支援や情報提供も行っています。

また、町民アンケート調査結果では、社会福祉協議会の存在は広く認知されている一方で、「名前は知っているが、活動の内容はよく知らない」が6割になるなど課題もあり、必要な支援が必要な人に行き届くよう、さらにその活動についての周知が必要です。

【取組の方向性】

本町において地域福祉推進の中心となる社会福祉協議会等が、十分な取組ができるよう組織強化を支援し、社会福祉協議会等の活動内容が住民に十分理解され、協力が得られるよう情報提供等の充実を促進します。また、地域の関係機関や関係団体との連携により、福祉活動の活性化を図ります。



それぞれの役割

●住民一人ひとりの役割（自助）

□社会福祉協議会等が呼びかける地域福祉活動に積極的に参加する。

●地域の役割（互助・共助）

□地域で展開する福祉的活動への参加を地域住民に呼びかけ合う。

●町社協の役割

□4 地区コミュニティ運営協議会との連携を強化する。

□自治委員・民生児童委員のほか地域で活動する団体と連携を図る。

□地域福祉活動に取り組む方々への研修や意見交換の場をつくる。

●行政の役割（公助）

□次に記載

●行政の役割（公助）

① 社会福祉協議会の機能強化
○社会福祉協議会がボランティアの育成をはじめ、地域福祉推進のけん引的な役割を十分に果たすことができるよう、重層的支援体制の確立等に向けた組織強化を支援します。また、社会福祉協議会の活動内容が住民に十分理解され、協力が得られるよう、情報提供の充実を促進します。（福祉保険課）
② 「地域福祉活動計画」との連携強化
○地域福祉においては、行政の策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」の両計画を一体性のある計画として推進できるよう、地域の生活課題やニーズに対応し、さらに本町のよりよい地域福祉の実現に向けて連携強化します。（福祉保険課）
③ 民生委員児童委員などへの研修会や講習会の充実
○住民が民生委員児童委員に相談しやすい関係を持てるよう、また、住民の多様な相談内容に的確にアドバイスができるよう、研修会や講習会を充実させ、資質向上や地域への積極的な関わりを推進し、民生委員協議会の活動を継続支援します。（福祉保険課）
④ 地域福祉における NPO 活動の育成
○福祉関係の NPO 活動の設立に向けた情報提供などの支援を行います。特に、障がいのある人の日中活動支援などが地域に少ないため、誰もが地域で安心した生活を送るための支援団体を育成支援し、情報提供を行います。（福祉保険課）
⑤ 活動団体の相互交流支援
○高齢者、障がいのある人、児童、子育て中の親などの抱える地域課題が解決できる組織体制の構築を目指し、ボランティアや NPO と地域の各種団体、民生委員児童委員などとの連携を深める機会を提供し、重層的支援体制整備事業に取り組み、関係機関の協力体制確立を目指します。（福祉保険課）

(4)福祉学習の機会創出と推進

【現状と課題】

地域福祉を推進していくためには、地域が一体となって取り組むことが必要ですが、自分にできる小さなことでも地域福祉の推進につながることを自覚することも重要です。

そのため、本町では地域福祉に関する意識の醸成を図るとともに、学校や地域における福祉教育や人権教育に関する学習機会の充実を図り、福祉学習の基盤（プラットフォーム）づくり及び人材育成に取り組んできました。

しかし、社会情勢による制限もあるため、今後それぞれの取組が十分に行われるよう検討し工夫していくことが重要となります。

【取組の方向性】

今後も地域福祉を推進していくためには、子どもから高齢者まであらゆる年齢層が、地域全体で福祉について主体的に深く学ぶ気持ちを育むことが大切です。

そのため、学校と地域、福祉施設、関係機関等が協働・連携し、様々な啓発・広報活動や学習機会を通して、子どもたちに福祉の心を育む機会の充実を図り、地域福祉に関する意識向上に努めます。



それぞれの役割

●住民一人ひとりの役割（自助）

- 地域福祉について家庭でも話す機会をつくる。
- 学校や地域でのボランティア活動や福祉活動に参加する。

●地域の役割（互助・共助）

- 学校や地域の行事等に協力して、声をかけ合い参加する。

●町社協の役割

- 福祉ボランティア養成講座を開催する。
- ボランティアの活動につなげるための研修会や出前講座を開催する。
- 児童生徒への福祉教室や地域との交流会を開催する。
- あらゆる会合等に合わせて、認知症サポーター養成講座を開催する。

●行政の役割（公助）

- 次に記載

●行政の役割（公助）

① 家庭や地域での福祉に関する学習機会の提供
○家庭において親から子へと地域福祉教育がなされるために、意識啓発を行います。一人でも多くの人が福祉に関心を持ち、実践できるよう、講座の開催など地域福祉について学習する機会を提供します。（福祉保険課）（社会教育課）（玖珠町隣保館）
② 学校教育における福祉教育の推進
○学校教育の中で課外活動の時間や総合的な学習の時間などを活用し、福祉部門や社会福祉協議会などと連携しながら、体験型の福祉教育を推進します。（教育政策課）
③ 生涯学習活動による住民意識の向上
○生涯学習活動として、地域福祉活動に関する講座を充実し福祉教育を進めます。また、地域においては人権学習や世代間交流事業などを積極的に取り入れるなど、地域福祉に関する学習機会を促進します。（社会教育課）
○福祉の向上や住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、文化教室などを開催し、世代間交流や人権学習を積極的に取り入れ、地域福祉に関する学習機会を促進します。（玖珠町隣保館）
④ 人権尊重に関する啓発・広報活動の推進
○あらゆる差別や人権侵害をなくすために啓発活動を行い、町の広報やホームページなどによる広報活動や内容の充実に取り組みます。特に、部落差別をはじめとした「排除・忌避」等の問題解決に向けた取組を行います。（人権確立・部落差別解消推進課）（玖珠町隣保館）
○人権についての正しい理解と認識を深め、人権意識や人権感覚を身につけるために、行政・学校・地域・企業等あらゆる場との機会を通じて人権教育の充実を図ります。（人権確立・部落差別解消推進課）
○地域や職場、学校などにおいて人権問題の学習会に取り組むとともに、啓発DVDや機材などの学習教材の貸し出しを行い、学習活動の支援を行います。（人権確立・部落差別解消推進課）
○全小中学校における教育課程への人権教育に係る全体計画及び年間指導計画を明示するとともに、「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行された趣旨を踏まえ、人権教育に係る学校における研修のさらなる充実を図ります。（教育政策課）（社会教育課）
○特色ある学校づくりの「人権教育」研究推進校として、毎年学校を指定して公開授業及び研究協議を実施します。（教育政策課）
○社会教育の分野における人権公開講座や町の広報での「あなたの人権、わたしの人権」による人権意識の啓発・広報活動を行います。（社会教育課）
⑤ 多様な学習機会の創出
○学習する意欲の喚起をしつつ、個人のニーズに応じた学習の機会や情報を提供します。特に、介護予防に関しては、愛育健康づくり推進協議会と協働し、各種団体や各自治会を中心に健康教育を実施します。（福祉保険課）（社会教育課）（子育て健康支援課）
⑥ 地域福祉を通じた協働意識の醸成
○町の広報やパンフレットなどによる啓発や、ホームページなどによる情報提供を行うとともに、地域や各世代を対象とした各種講座などの開催により、住民参画の機会を提供し、協働意識の醸成を図ります。また、子どもの頃からまちづくりに参画できる機会を提供し、協働意識の醸成を図っていきます。（福祉保険課）（社会教育課）

(1) 地域での防災対策の体制整備

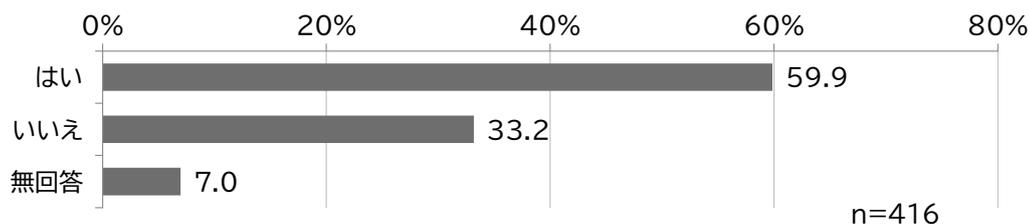
【現状と課題】

平成 28 年の熊本地震以降、九州では幾度も大きな災害に見舞われ、令和になってからも大きな水害が本町を襲うなど、近年自然災害の怖さを身近に感じるようになり、地域での避難時や避難所での支援の体制整備が急務となっています。

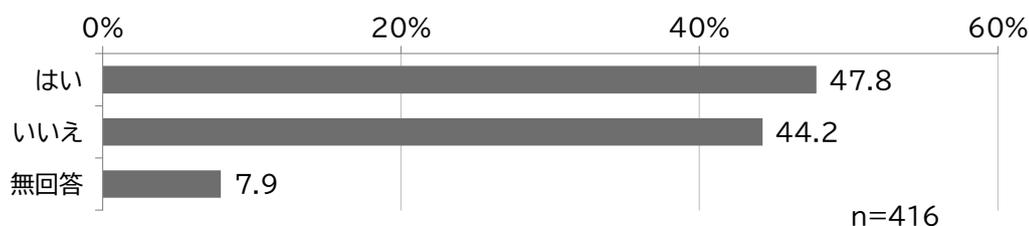
そのため、本町では防災士の育成や専用アプリ「りんくす」の運用などを含め、関係機関との連携と体制強化を図っています。

しかし、町民アンケート調査の結果では「避難経路の把握」や「緊急時の連絡方法を家族で話し合う」割合は5割程度となっており、実際の備えとしては十分とはいえない状況となっています。また、地域によって「支え合いマップ」の作成が進んでいるところ、遅れているところもあるため、今後もさらに作成の推進が必要です。

■ 安全な避難経路を把握している



■ 緊急時の連絡方法を家族で話し合う



【取組の方向性】

災害時に備えて、住民の防災に対する意識を高めることや、避難体制の強化を図るため、河川氾濫等の災害を想定した住民参加型の防災訓練や、高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者を把握するための取組を推進します。

また、被害状況によっては、支援がすぐに届かない場合があることも考えられるため、地域ごとの自主的な防災体制づくりを進めていくことが求められます。その充実を図るため、個人情報に配慮しながらも個別避難計画等のルールづくりができるよう支援します。

日頃からの住民同士のつながりづくりや情報交換など、防災につながる住民一人ひとりの取組を進めていくことも重要です。



それぞれの役割

●住民一人ひとりの役割（自助）

- 個人・家庭で備蓄や避難経路、危険な場所の確認などを行う。
- 近所の災害時における避難行動要支援者を把握する。
- 地域の防災訓練に参加する。

●地域の役割（互助・共助）

- 隣近所での声かけを行う。
- 地域の防災訓練を行う。
- 円滑な助け合いができるよう、日頃から声かけに努める。

●町社協の役割

- 災害時の避難に活用できる「支え合いマップ」づくりを推進する。
- 防災・減災意識を高めるための学習会を開催する。
- 避難行動要支援者を含む避難訓練を支援する。
- 大規模災害を想定した「災害ボランティアセンター運営訓練」を実施する。

●行政の役割（公助）

- 次に記載

●行政の役割（公助）

① 地域内での避難行動要支援者支援体制の構築

- 災害時に支援が必要な障がい者・高齢者等に対して、誰が支援しどこに避難するか等を事前に決めておく「災害時避難行動要支援者個別避難計画」の策定を行い、誰も取り残されない支援体制の確立に努めます。（福祉保険課）
- 地域ぐるみで防災対策の充実を図る支援方法を地区組織で考えるための、関係機関などとの個人情報共有に努めます。（みらい創生課）

② 自主防災組織の育成・支援

- 地域ぐるみで防災体制の充実を図るため、組織の見直しと機能強化を図るとともに、自主防災組織を育成し支援します。また、防災士の育成にも努めます。（基地・防災対策課）

③ 住民の防災意識の高揚

- 防災講演会や訓練などを開催し、防災意識の高揚につなげます。（基地・防災対策課）

④ 避難場所・情報提供体制の整備充実

- 地区ごとに身近な場所で避難できる一次避難所の確保に努めます。防災行政無線や防災メールなどのメディアを活用し、災害時における住民への適切な情報提供に努めるとともに、安心して避難体制の確立を目指します。（基地・防災対策課）（福祉保険課）

(2)安全に暮らすための防犯対策の充実

【現状と課題】

地域で安心して暮らしていくためには、地域の安全確保が必要です。

本町では交通事故の防止、子どもや高齢者などが犯罪に巻き込まれることがないように、「見守り活動」や「あいさつ運動」などに取り組み、安全・安心な地域づくりを目指して地域や関係機関と行政が連携し、広報など啓発活動を通じて交通安全対策や防犯活動、消費者被害防止に努めてきました。

一方、懇談会では子どもや高齢者などの歩行者の安全を心配される意見もあり、通学路などの危険箇所の把握と改善を図ることが重要です。また、巧妙化する特殊詐欺のほか、IT（情報技術）の発展により、インターネットを介した詐欺的な被害や、消費者被害などもあることから、関係機関や地域との連携を強化していくことも重要です。

【取組の方向性】

子どもの非行・犯罪被害防止や高齢者の振り込め詐欺・悪質商法被害の防止に向けた取組など、被害者をなくすための要配慮者に向けた防犯活動を促進し、広報など啓発活動を通じた住民への犯罪被害防止対策を推進します。また、地域での見守りなどの防犯活動の促進を図るとともに、住民一人ひとりが犯罪に関する情報を収集してその対処方法を身につけ、自分や家族を守ることができるよう、地域や学校などへの情報提供や安全教育に取り組めます。



それぞれの役割

●住民一人ひとりの役割（自助）

- 見守りや声かけに努め、地域の防犯活動にできるだけ参加するようにする。
- 児童生徒の登下校時の見守りに協力するよう心がける。

●地域の役割（互助・共助）

- 集会等で話し合うなど、地域の防犯活動について意見や要望を集める。
- 子どもや高齢者が事故や犯罪に巻き込まれないよう、地域全体で声かけや見守りに取り組む。

●町社協の役割

- 地域におけるあいさつ運動や日ごろからの声かけを推奨する。
- 高齢者の交通事故防止や詐欺被害防止のため、関係機関と連携を強化する。
- 認知症の方への「声かけ模擬訓練」を実施する。

●行政の役割（公助）

- 次に記載

●行政の役割（公助）

① 日常的な声かけ見守りの充実
○見守りを行える地区コミュニティの充実に向け議論を深めるとともに、日常的に声かけや見守り活動を通じた支え合い助け合いの中で、地域の安全を守る対策を推進します。 （基地・防災対策課）（福祉保険課）
② 地域防犯ネットワークの構築
○今後も関係機関と情報共有や連携を取りながら、ネットワークのさらなる取組を進めます。 （基地・防災対策課） ○社会福祉協議会など関係団体と連携し、高齢者などが悪徳商法などの消費者トラブルに巻き込まれることがないように、さらなる啓発活動の体制構築及び強化を行います。（商工観光政策課）
③ 地域における防犯パトロール組織の整備
○地域における犯罪を地域住民で防ぐために、関係機関と情報共有や連携を取りながら、各地区の防犯組織の状況を把握し、地域全体のネットワークで防犯体制づくりを整備します。 （基地・防災対策課） ○子どもの非行を未然に防げるよう、家庭や学校、地区コミュニティなどと連携し、地域を巡回する活動や声かけ運動を推進します。（社会教育課）
④ 地域や学校における犯罪情報の提供
○関係機関と情報共有や連携を取りながら、地域や学校における犯罪情報の共有と被害の未然防止につなげるネットワークのさらなる構築を進めます。（基地・防災対策課）
⑤ 空き家の適正管理について
○空き家を発生させない意識醸成を図るとともに、補助事業を含んだ空き家の対応の相談に応じます。また、倒壊等のおそれのある空き家に関しては自治会等と連携を図り、所有者等への必要な対応を行います。（みらい創生課）

(3)横断的相談体制の整備・拡充

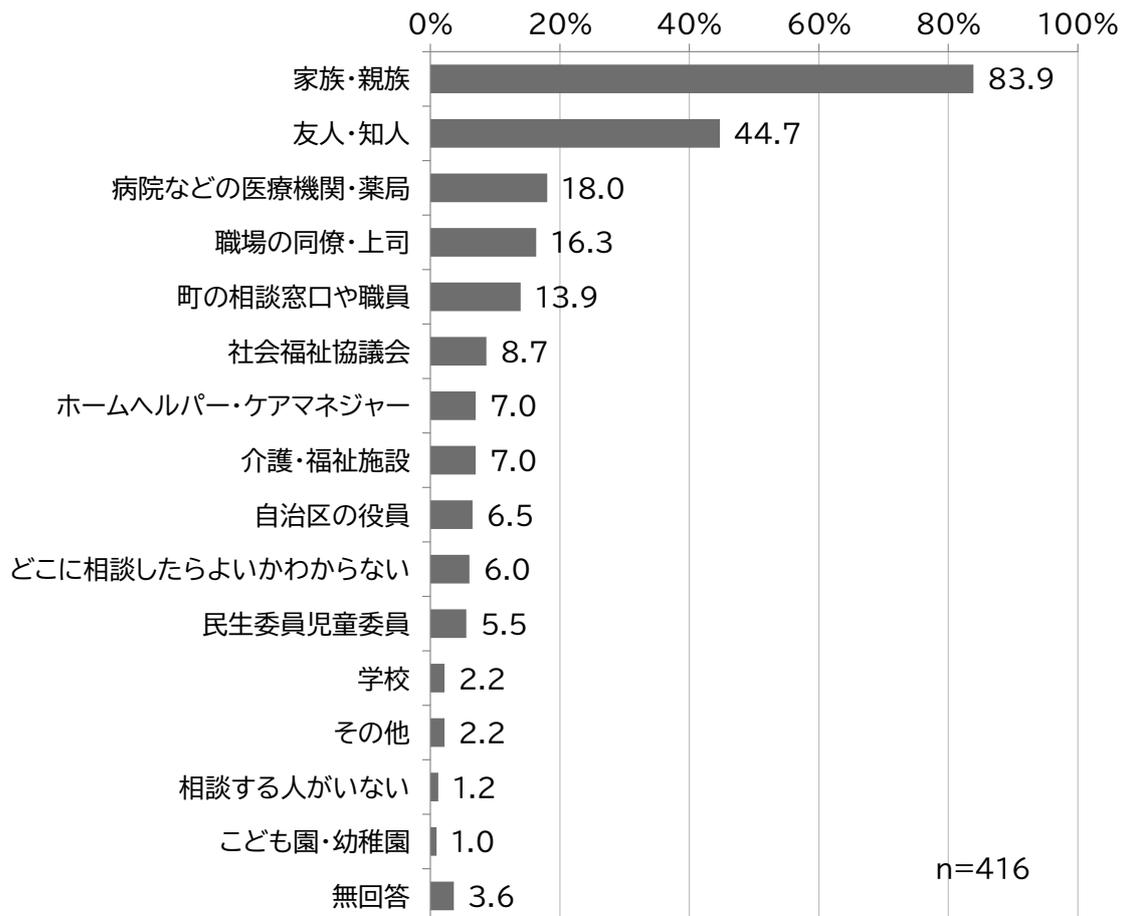
【現状と課題】

住み慣れた地域で安心して生活していく上では、より身近な地域で気軽に相談ができ、必要に応じて迅速に相談窓口や実施機関につないでいく体制づくりが必要です。

本町では包括的な相談体制の構築を図り、関係各課や社会福祉協議会、民生委員児童委員、関係機関と連携した相談支援体制づくりに努めてきました。

しかし、近年では児童や高齢者、障がいのある人に対する虐待やハラスメントなどの課題を抱える家庭をはじめ複数の課題が絡み合うケースがあることから、迅速かつ的確に課題に対応できる体制づくりが急務となっています。また、町民アンケート調査結果では、家族・親戚や友人・知人以外の相談先が非常に少なくなっていることや、地区の民生委員児童委員を「まったく知らない」人が約4割となっているため、相談窓口や実施機関につないでいく体制づくりがまだ十分ではない状況です。

■相談先について



【取組の方向性】

本町では地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築を目指し、地域住民や福祉関係者が支え合い、行政と協働し課題の解決に向けた支援を行います。そのため、分野横断的な連携を図った包括的な相談支援体制を新たに構築し、複合化した課題を抱える個人や世帯、さらには『制度の狭間』の問題など既存の制度だけでは解決困難な事案への取組として、重層的な支援体制を構築して対応できるよう努めます。



それぞれの役割

●住民一人ひとりの役割（自助）

- 一人で悩みごとを抱え込まず、できるだけ早く身近にいる人に相談する。
- 身近にある相談支援を行っている機関を把握するように努め、気軽に相談に行くようにする。
- 相談を受けたり困っている人を見かけたら、身近な相談機関を紹介する。

●地域の役割（互助・共助）

- 民生委員児童委員や地域の活動団体等は、住民が抱えている生活の問題や困りごとの相談に対応できるよう、情報を収集し知識を深める。
- 地域で活動している団体等は、行政や専門的な相談機関と日頃から連携を図る。

●町社協の役割

- 相談を受ける職員の資格取得や専門研修受講など、スキルアップに努める。
- 相談内容に即応する支援機関と普段から連携強化を図る。
- 多機関協働の相談については、支援会議の調整を行う。

●行政の役割（公助）

- 次に記載

●行政の役割（公助）

① 庁内の相談機能の充実

- 住民の多様な相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、相談支援の専門性を高めるとともに、人材の確保や関係部署の連携強化を図り、包括的な相談体制の構築に努めます。
（福祉保険課）（総務課）
- 関係職員が一次対応をするという体制づくりと、関係部署や他機関との連携を取りつつ、必要に応じて付添いや見守りなどのフォローアップをします。
（人権確立・部落差別解消推進課）（玖珠町隣保館）
- 地域共生社会の実現のために、隣保館を自立相談支援機関の拠点として、相談体制の充実を図ります。（人権確立・部落差別解消推進課）（玖珠町隣保館）
- 消費生活相談窓口の存在を周知する活動を継続的に実施します。（商工観光政策課）

<p>② 専門機関における相談窓口の充実</p> <p>○高齢者を対象に、包括的ケアマネジメント支援事業等を行う地域包括支援センターの相談体制を一層充実します。(福祉保険課)</p> <p>○今後も、地域の様々なネットワークを活用し、高齢者の多様な状況に対応できるよう体制の強化に努めます。(福祉保険課)</p> <p>○障がいのある人に対する相談窓口については、身体障がい者相談等の各種相談窓口について引き続き充実を図ります。また、専門職種の職員確保に向けて検討を進め、分野を超えた、相談支援体制の構築を図ります。(福祉保険課)</p> <p>○子育てに関する相談について、子育て世代包括支援センターの相談体制を充実するとともに、児童委員や学校など関係機関と連携を強め、学童期、思春期における様々な問題に対処できるよう相談体制を充実します。(教育政策課)(子育て健康支援課)</p>
<p>③ 民間機関・施設などの相談体制の充実</p>
<p>○自治会館などを利用し、出張消費生活相談窓口などを開設し、広く住民が相談しやすい体制を強化します。(商工観光政策課)</p> <p>○いきいきサロンなどでの出張啓発講座を実施するとともに、消費生活相談窓口の周知活動を強化します。(商工観光政策課)</p>
<p>④ 地域ケアマネジメント体制の充実</p>
<p>○地域包括支援センターにおいて、介護サービス計画の資質の向上が図られるよう、地域の介護支援専門員を支援します。(福祉保険課)</p> <p>○介護サービス計画の検証、処遇困難な事例についての適切な助言・問題解決支援・調整や地域情報の積極的提供などに努めます。(福祉保険課)</p> <p>○分野を問わず、関係機関を招集しケア会議を開催できる体制づくりを推進します。(福祉保険課)</p>
<p>⑤ 『制度の狭間』の人に対する分野横断的な支援</p>
<p>○高齢者や障がいのある人の閉じこもりの発見や防止に努め、地域との交流の機会を提供します。また、育児で閉じこもりがちな親子の社会参加を促すために、民生委員児童委員と連携し親子の居場所づくりを支援します。(福祉保険課)(玖珠町隣保館)</p>
<p>⑥ 虐待防止ネットワークの確立</p>
<p>○高齢者や障がいのある人、子どもなどへの虐待を未然に防止するため、虐待防止ネットワークを確立し虐待の早期発見や予防に取り組むとともに、虐待が発生した場合の問題解決のため、情報の一元管理や関係機関との緊密な連携体制を確立します。また、分野を問わず相談できる体制づくりを進めます。(子育て健康支援課)(福祉保険課)</p> <p>○学校と関係機関が連携し、子どもへの虐待未然防止や早期発見に努めます。(教育政策課)</p>
<p>⑦ 女性への人権侵害に関する相談の充実</p>
<p>○ドメスティック・バイオレンス(DV)などに関して気軽に相談できる窓口を設置し、関係機関と連携しながら相談体制の充実を図ります。また、DV被害者の安全を確保するため、一時的な保護や自立支援などの対策の充実を図ります。(子育て健康支援課)(人権確立・部落差別解消推進課)</p>

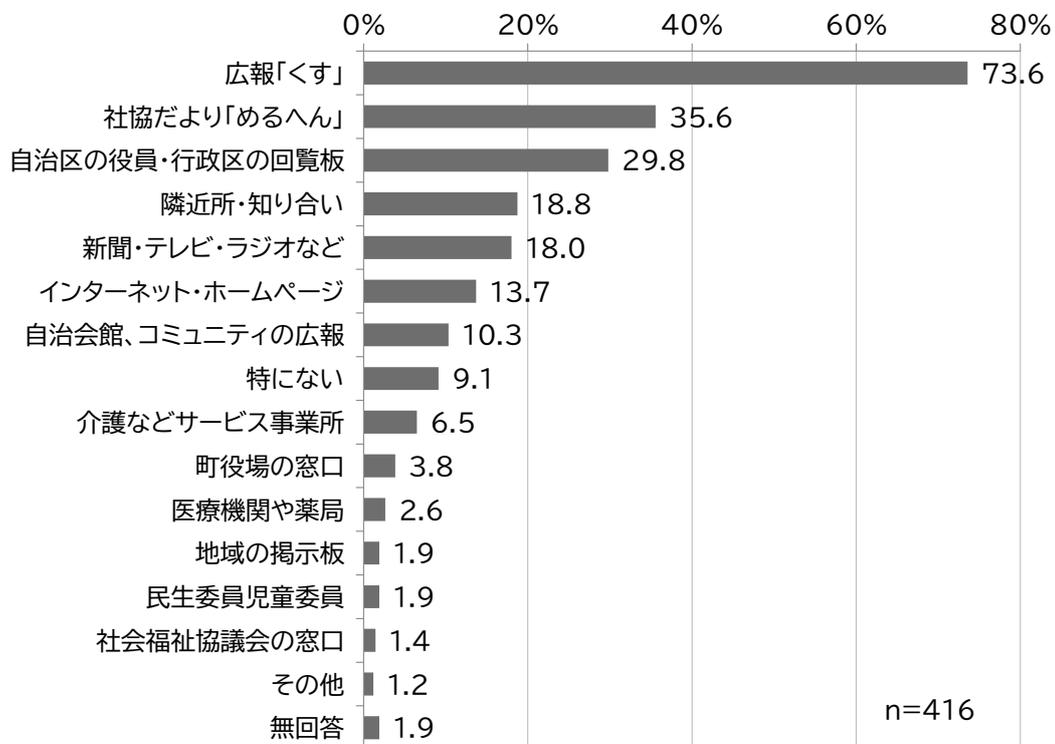
(4)情報提供の充実

【現状と課題】

本町では広報やホームページ、パンフレット等のほか、社会福祉協議会の広報「めるへん」の発行、さらには各地区における支え合い会議や地域福祉懇談会、サロンなどの場により、福祉サービスや相談窓口等の情報を住民に周知してきました。

その結果、町民アンケート調査結果では情報入手先の一つとして、7割以上が広報「くす」と回答しています。しかし、年齢別で見ると若い層では「インターネット・ホームページ」といった電子媒体の回答も多く、媒体により異なる傾向も見られることから、多様で効果的な情報提供が望まれます。

■情報の入手先について



【取組の方向性】

多様な情報提供手段を確保しつつ、スマートフォン等の電子媒体への積極的な対応など、電子化を進めていくことも住民の主体的な福祉参加において重要です。

そのため、子育て世帯から高齢者、障がいのある人など年齢や心身の状態にかかわらず、すべての住民に等しく必要な情報が行き渡るよう、既存の媒体のほか電子媒体を中心とした多様な情報発信手段をより積極的に活用して取り組みます。



それぞれの役割

●住民一人ひとりの役割（自助）

- 最新の情報を入手するように努め、福祉に関係する必要だと思う知識を正しく身につけるように心がける。
- 隣近所や身近なところなどで、同じ不安や心配がある人とお互いに情報を交換する。

●地域の役割（共助）

- 民生委員児童委員や自治会関係者を介しての情報提供に努める。
- 小地域ネットワークなどの各種組織や団体が参加する会議を活用した情報提供と情報共有に努める。
- 情報が届きにくい人に対して、できるだけ必要な情報が届くよう支援する。

●町社協の役割

- 広報誌やホームページで福祉施策や地域福祉活動などの情報を発信する。
- チラシやパンフレットで、福祉関係イベントの情報を発信する。

●行政の役割（公助）

- 次に記載

●行政の役割（公助）

① 情報提供の充実と共有化
○町の広報やホームページのほか、SNS を活用して情報提供の充実に努めます。各関係機関や相談機関における情報提供の充実に努めるとともに、個人情報保護に配慮しながら情報の共有化と活用に努めます。（商工観光政策課）
② 利用者の立場に立った効果的な情報提供
○視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人などに配慮し、福祉情報など必要とする情報を誰もが適切に得られるよう、音声による読み上げなど情報提供の工夫や充実に努めます。（商工観光政策課）（福祉保険課）
○講座等により点訳ボランティアや音訳ボランティアの育成に努めます。（福祉保険課）
③ 町政に関する情報提供と意見交換の機会の充実
○情報発信はホームページを中心に防災行政無線やLINE、玖珠町アプリ(りんくす)、Facebookとの連携により、紙媒体より早く見やすい情報の提供に努めます。また、これら様々な情報ツールを活用し、行政情報や災害時等の情報、イベント情報等、住民が必要としている情報をより早く発信していけるよう努めます。（商工観光政策課）

(5) 権利擁護体制の充実

【現状と課題】

福祉サービスの利用者は、自身のニーズを満たすサービスを自ら主体的に選択することが重要ですが、利用者の中には、サービスの内容への理解が十分でない人や自ら意思決定を行うことが困難な人もいます。そのため、本町では成年後見制度等の権利擁護事業を利用することができるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業をはじめとした、権利擁護活動を促進しています。

しかし、これらの事業や制度はいまだ十分に知られていない現状もあり、安心してサービスを利用できるよう、制度の周知と利用の促進が必要です。

【取組の方向性】

地域の助け合い支え合いや見守り活動の中で、権利擁護支援の必要な人の早期発見ができる仕組み及び体制をつくり、成年後見制度の利用や日常生活自立支援事業を通して組織的に専門性や経験値を高め、町全体で包括的で重層的な支援体制を構築します。

※成年後見制度の利用促進に向けた本町における取組の詳細は、「第6章 玖珠町成年後見制度利用促進基本計画」にまとめています。



それぞれの役割

●住民一人ひとりの役割（自助）

- サービスの利用について正しい情報を主体的に取得し、積極的に利用する。
- 身近な地域で権利擁護支援が必要な人の発見に努め、関係機関へ結びつける。

●地域の役割（互助・共助）

- 地域行事などでの差別や偏見をなくし、誰もが参加しやすい雰囲気づくりに努める。

●町社協の役割

- 「権利擁護支援センター」の機能を充実する。
- 成年後見制度や権利擁護事業を地域の方々にわかりやすく説明する。

●行政の役割（公助）

- 「第6章 玖珠町成年後見制度利用促進基本計画」に記載

基本目標Ⅲ 生きがいを持って社会に参加し活躍できる仕組みづくりの推進

(1) 地域の人材発掘・活躍の場の推進

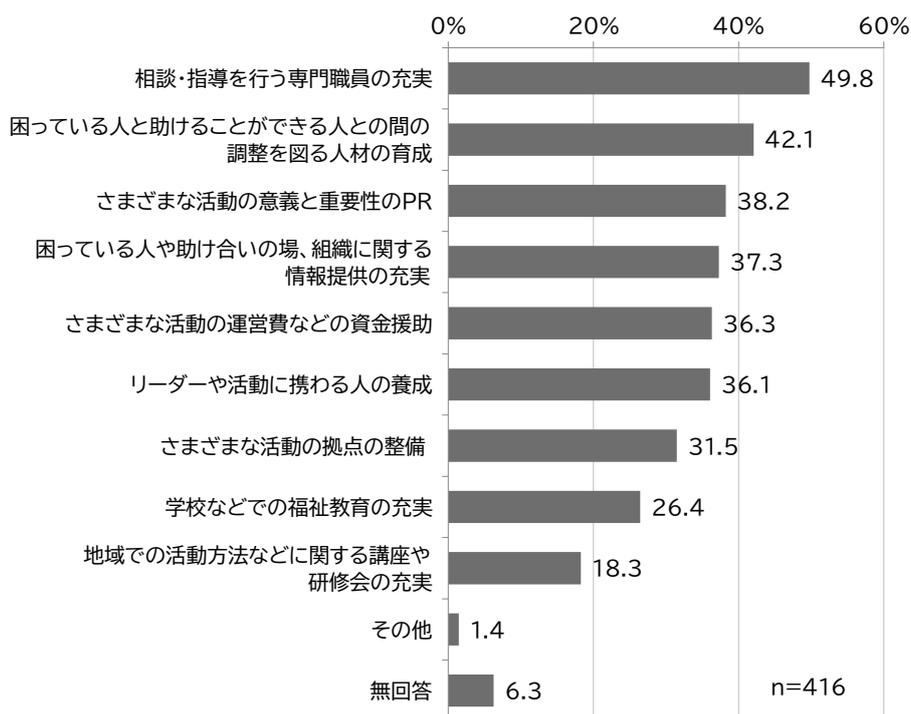
【現状と課題】

地域で抱える問題は、住民一人だけの問題ではない場合が多く、家族単位あるいは地域全体に及ぶ場合もあります。そのため、住民同士や専門職を交えた協議の場づくりが求められるとともに、これを担うことのできる人材の発掘と育成が重要です。

本町では雇用の場の創出や生きがいづくりへの支援、ボランティア育成などに取り組み、地域の人材の確保と育成に努めています。

町民アンケート調査結果を見ると、「地域福祉の推進のために重要な取組」としては「困っている人と助けることができる人との間の調整を図る人材の育成」が4割を超える結果となっています。

■ 地域福祉を推進していくための重要な取組



【取組の方向性】

住民一人ひとりが地域福祉の担い手となることを目指し、地域の活動団体や関係機関等が相互に協働・連携できる環境整備に取り組むとともに、一人ひとりが地域福祉の担い手となるよう地域福祉を担う人材の育成を図り、それぞれができる範囲で地域福祉活動ができるよう支援します。



それぞれの役割

●住民一人ひとりの役割（自助）

□ボランティア研修やリーダー研修などに参加する。

●地域の役割（互助・共助）

□福祉活動やボランティア活動への参加を呼びかける。

□リーダーや役員への負担が集中しないように、組織や地域全体で支え合う。

●町社協の役割

□地域福祉活動のきっかけとなるよう、学習会や交流会の機会を増やす。

□活動しようとする方々には団体等を紹介し、新規ボランティア登録を勧める。

□地域課題解決に向けた活動団体の組織づくりを支援する。

●行政の役割（公助）

□次に記載

●行政の役割（公助）

① 地域での雇用の場の創出支援
○高齢者が就労や様々な社会活動に参加するとともに、健康な高齢者については介護の担い手として活躍する場を増やし、主体的な住民組織の支援を行います。（福祉保険課）
○障がいのある人などの職場の確保については、重層的支援体制を確立した上で、就労に向けた様々な受入先の確保を目指した取組を進めます。（福祉保険課）
② 高齢者の生きがいづくりの推進
○玖珠町シルバー人材センターを充実し、広報活動等を強化した会員の増加を図ります。（福祉保険課）
○重層的支援体制の確立に向け、住民の活躍の場を含めた地域づくりを目指し取組を進めます。（福祉保険課）
③ ボランティア活動の充実
○ボランティア団体の活動を積極的に支援すると同時にボランティア育成に努め、有償ボランティアなど新規ボランティアの創設や育成に努めます。（福祉保険課）
○子どもの頃から地域や福祉にふれられるよう、学校教育や社会教育を通して青少年向けのボランティア体験への参加を促進するとともに、それらの経験を日常生活で生かせるよう指導や教育を推進します。（教育政策課）（社会教育課）
○学校通信等を通じて、学校の取組を発信します。（教育政策課）

(2) 地域特性に応じた移動手段の確保

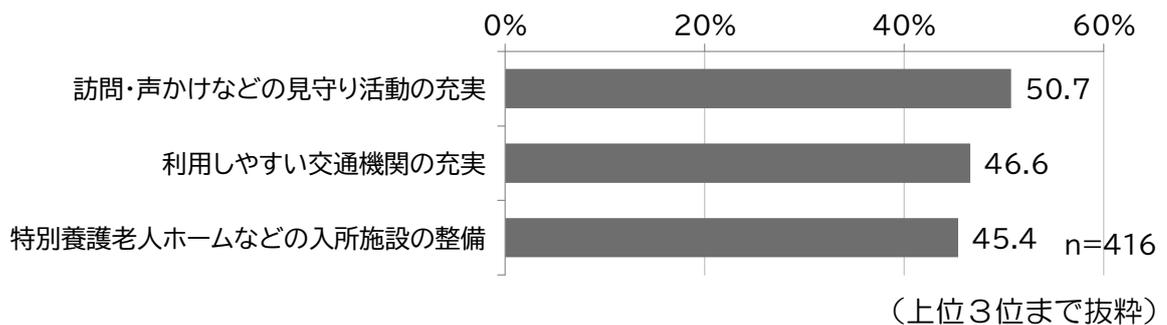
【現状と課題】

近年高齢者の交通事故の増加や免許の返納といった社会情勢により、高齢者の移動手段への対応が重要となってきています。そのため、本町では公共交通の維持や外出支援等に取り組み、住民の移動手段と安全な移動環境の確保に取り組んでいます。

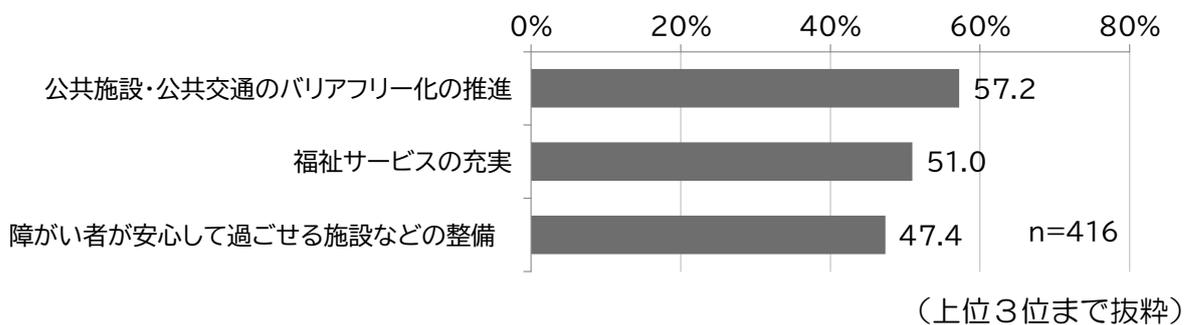
町民アンケート調査結果の「重要だと思われる取組について」を見ても、高齢者では「利用しやすい交通機関の充実」が、障がいのある人では「公共施設・公共交通のバリアフリー化の推進」が上位回答となっているため、公的移動手段を確保し、安全に移動できる環境の整備に向けた取組が必要となります。

また、懇談会では「移動手段がなく、集会、サロンに参加できない」といった声もあり、地域の住民によるサポートにも取り組む必要があります。

■重要だと思われる取組について（高齢者）



■重要だと思われる取組について（障がいのある人）



【取組の方向性】

高齢者や障がいのある人が、移動ができないことで日常生活に不便が生じないように、移動支援の充実や公共交通の維持に努めます。

なお、現在の公共交通を守るため、既存の路線を積極的に利用してもらえよう広報活動を充実し、路線の適宜見直しも行い、効率的な公共交通網の確保に努めます。



それぞれの役割

●住民一人ひとりの役割（自助）

□通院時の乗り合わせや買物の手伝いなど、身近な生活支援に取り組む。

●地域の役割（互助・共助）

□移動が困難な高齢者や障がいのある人について、地域での支え合いに努める。

□行政や関係機関等と連携して、移動支援に関する情報の収集や提供に努める。

●町社協の役割

□「暮らしのサポートセンター」における外出付添支援について情報提供する。

□新たな移動手段について、関係機関と協議する。

●行政の役割（公助）

□次に記載

●行政の役割（公助）

① 公共交通機関の充実

○まちなか循環バスやふれあい福祉バス、小型乗合バスの公共交通を維持しつつ、今後も公共交通の在り方や公共交通の維持に向けた取組に努めます。また、年に数回開催の玖珠町地域公共交通活性化協議会でも、公共交通の在り方や公共交通の維持に向けた取組に努めます。

（みらい創生課）

○高齢者に外出しやすい環境を提供するため、様々な施策について取り組みます。

（福祉保険課）

○路線は適宜見直しを行い、効率的な公共交通網の確保に努めます。（みらい創生課）

② 福祉有償サービスなどによる移動手段の充実

○まちなか巡回バス等の地域巡回バスは乗客が少ないものの、高齢者等の車を持たない人にとっては必要不可欠なものとなっており、路線や運行本数の維持を行って、利用者拡大に努めます。

（福祉保険課）

○屋外での移動が困難な障がいのある人のために、移動支援事業を行うなどの支援に努めます。

（福祉保険課）